

## 令和8年度 小国町地域おこし協力隊募集要項

小国町は、山形県の西南端に位置し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな町です。東京都23区より広い町域の94%がブナ等の山林に覆われています。また、全国屈指の豪雪地帯として知られ、多いところで4mにも達する雪が、水となって豊かな恵みをえてくれます。

先人たちは、この厳しくも豊かな自然を巧みに活かし、四季折々のうつろいに歩調を合わせながら生活空間を築き、さまざまな文化・技・伝統を創造してきました。また、昭和初期、この豊かな水資源に着目した企業が工場を立地したことを契機に、小国町の経済は大きく躍進し、現在は先端素材の製造を基幹産業とする、山間地域としては稀な第二次産業の町となっています。

いま、小国町では、豊かな自然と先人達が受け継いできた生活文化を大切にしながら、「みんなで未来を描こう 白いキャンバスに みんなで暮らそう 彩りゆたかな白い森で」をめざすべき未来像としてまちづくりに取り組んでいます。

一方、急速に進む人口減少と少子高齢化により、こうした伝統文化を担う人材が不足しています。そのため小国の生活や文化、自然環境に憧れや共感する多様な人々と「協働と交流と連携」を図り、ともに支え合うまちづくりを目指しています。

のことから、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を支援しながら地域力の維持・強化及び地域の活性化を図るため、以下により「小国町地域おこし協力隊」を募集します。

**1 募集人員 10名（各活動の募集人員は「2 活動内容」に記載のとおり）**

### 2 活動内容

小国町地域おこし協力隊は、「小国町地域おこし協力隊設置要綱」及びこの要項に基づき、以下に掲げるいずれかの活動に従事するものとします。

#### （1）集落支援活動部門（2名）

地域の方と積極的に関わりながら地域に新たな活力や交流を生み出す活動の企画・運営に取り組みます。

##### ①地域活性化活動に対する支援

SNS等による情報発信、地域づくり活動の企画・運営、伝統文化・技術の継承等

##### ②活動拠点の管理と活用

活動拠点の管理及び地域振興への活用

##### ③地域サロンの開催

地域サロンの開催を支援する

##### ④地域行事、共同作業、イベント等への参加

地域行事へ積極的に参加し、地域住民のひとりとして活動

##### ⑤その他地域振興に関する業務

他課や地域おこし協力隊隊員等が開催するイベントへの参加、協力等

## (2) 特產品開発部門（1名）

事業者の協力を得ながら、小国町の地域資源の活用と情報発信を行い、地域の活性化に取り組みます。

- ①商品開発・製造に関する活動
- ②販売促進・PRに関する活動（ECサイト運営やふるさと納税のプロモーション）
- ③地域の事業者等と連携した活動
- ④体験型商品の開発に関する活動

## (3) 飯豊温泉利用促進部門（1名）

指定管理者と連携しながら、飯豊温泉をはじめとする地域資源の活用と情報発信を行い、地域の活性化に取り組みます。

- ①飯豊温泉を活用した地域活性化活動
- ②飯豊温泉の管理・運営に関する活動
- ③飯豊温泉等の情報発信

## (4) 森林サービス産業部門（1名）

小国町の豊かな自然空間を活用し、森林と健康、食、文化、スポーツといったコンテンツを組み合わせた森林サービス産業の推進に取り組みます。

また、令和6年度に造成した森林体験プログラムをベースに、体験型ツアーや企画・運営・参加者募集、コーディネーターとしての対応などを行います。

## (5) 商工振興部門（1名）

ショッピングセンターアスモを拠点としながら、中心市街地の抱える課題に関わる活動に取り組みます。

- ①ショッピングセンターアスモでのぎわい創出に係るソフト事業の企画・運営
- ②中心市街地に関する情報の収集・魅力創出・発信
- ③商店街組織や商工団体の活動への参画・協力
- ④中心商店街の空き店舗対策に関わる業務
- ⑤中心商店街の事業承継に関わる業務
- ⑥その他中心市街地活性化に関する必要な活動
- ⑦隊員が希望する地域活動や地域づくり団体等と協力する活動

## (6) 鳥獣被害防止対策支援部門（1名）

- ①狩猟免許（わな・銃）の取得
- ②有害鳥獣捕獲許可の手続など、関連する行政事務の補助
- ③鳥獣被害対策実施隊の組織運営補助
- ④農林振興課職員や実施隊とのOJTによる捕獲技術・防除技術の習得
- ⑤農家や住民からの鳥獣被害に関する相談・通報の一次受付、現地確認（職員同行）
- ⑥捕獲わな、電気柵等の被害防除施設の設置・管理・点検の補助

- ⑦クマ等の出没時における緊急対応（パトロール、追い払い）の補助
- ⑧農繁期等における農業支援活動（農家の手伝い）を通じた農業部門への理解促進
- ⑨集落の行事や共同作業への参加、その他地域コミュニティ活動の補助
- ⑩鳥獣被害対策の啓発や農業振興に関する情報発信業務
- ⑪その他、農林振興課が指示する鳥獣被害対策および農業振興に関する業務

#### （7）スポーツ振興部門（1名）

町民一人ひとりが、スポーツを「する」楽しみ、「みる」楽しみ、「ささえる」楽しみを通して主体的にスポーツ活動に関わり、生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができる地域社会の実現に向け、町民やスポーツ関係団体等と協働しながら活動します。

- ①生涯スポーツ普及事業の企画立案・事業運営

総合型スポーツクラブと連携したスポーツイベントの企画・立案・運営

- ②スポーツ団体の活動支援

総合型地域スポーツクラブ「おぐにスポーツクラブ Yui」等が行う各種事業や活動の支援

- ③「e スポーツ」等の活用による地域の活力づくり支援

#### （8）高校魅力化（留学生ハウスマスター）部門（2名）

山形県立小国高等学校で受け入れている県外からの留学生の寮での生活サポートに取り組みます。

- ①留学生の生活指導

留学生に対し、寮の規則の遵守指導、学習・生活リズムを整える

- ②留学生の体調確認

留学生の出欠確認、食事等の確認、悩み相談など

- ③留学生寮内の備品等確認

- ④留学生サポートに係る業務全般

### 3 募集対象

下記（1）～（7）の全ての要件を満たす方

- （1）令和8年4月1日現在で年齢20歳以上45歳未満の方
- （2）三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、小国町地域おこし協力隊として任用後に小国町に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方

※地域要件（三大都市圏をはじめとする都市地域等）

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域以外の地域。

※他市町村において地域おこし協力隊であった方（地域おこし協力活動を2年以上経験かつ解雇から1年以内の場合）については、転出地の地域要件なし。

- （3）心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に活動できる方
- （4）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

**地方公務員法抜粋**

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) パソコン（ワード、エクセル等）の一般的な操作ができる方
- (7) その他、各募集部門で定められた必要な資格・技能を有する方
  - ・飯豊温泉利用促進部門  
宿泊施設に5年以上勤務した方

**4 勤務地 小国町内****5 勤務時間**

週5日（1週間当たり35時間及び1日当たり7時間を超えない範囲内）

※ただし、活動内容によっては休日に勤務を要する場合があり、その場合は平日への振替対応とします。

**6 雇用形態及び任期****(1) 雇用形態**

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として、町長または教育長が任用します。

**(2) 任期**

任期は、任用の日から令和9年3月31日までとします。ただし、任用の日から最長で3年間延長することができます。

**7 報酬 月額 約195,000円**

※ただし、会計年度任用職員制度の運用に伴い変更となる場合があります。

※このほか期末手当・勤勉手当が支給されます（任用時期によって異なります）

**8 待遇及び福利厚生**

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、社会保険）に加入します。
- (2) 活動期間中の住居は町が用意します。ただし、転居に係る費用、生活備品、光熱水費等は個人負担とします。
- (3) 地域おこし協力隊としての活動に使用する車両は町が用意します。

- (4) 地域おこし協力隊としての活動に必要な消耗品等については予算の範囲内で町が提供します。
- (5) 地域おこし協力隊としての活動に必要な旅費については予算の範囲内で町が支給します。
- (6) 業務に支障がない範囲での副業は認めます。
- (7) 年次有給休暇は10日付与されます。※日数は任用の時期によって異なります。  
このほか、特別休暇（夏季休暇等）が取得可能です。

## 9 応募手続

- (1) 応募受付  
郵送・メール等により随時受け付けします。（採用者決定次第締め切ります。）
- (2) 提出書類
  - ①応募用紙（町ホームページに掲載しています。郵送することも可能です。）
  - ②履歴書（市販のもので可としますが、顔写真を必ず添付し、直筆のこと。）
  - ③自己PR文（A4横書き、1,000字以内、書式自由、パソコン可。応募の動機・意気込み・活動に活かしたい経験や強み等をアピールしてください。）
- (3) 申し込み・問合せ先  
小国町総務企画課 企画財政室 協働のまちづくり担当  
所在地：〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2-70  
電話：0238-62-2264  
メール：seisaku@town.oguni.yamagata.jp

## 10 選考

- (1) 第1次選考  
書類選考の上、結果を文書で通知します。
- (2) 第2次選考  
第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。
- (3) 最終結果の報告  
最終結果報告は、面接後14日以内に文書で通知します。
- (4) その他
  - ①任用予定者は、地域要件確認のため「住民票記載事項証明書」を提出していただきます。
  - ②選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。